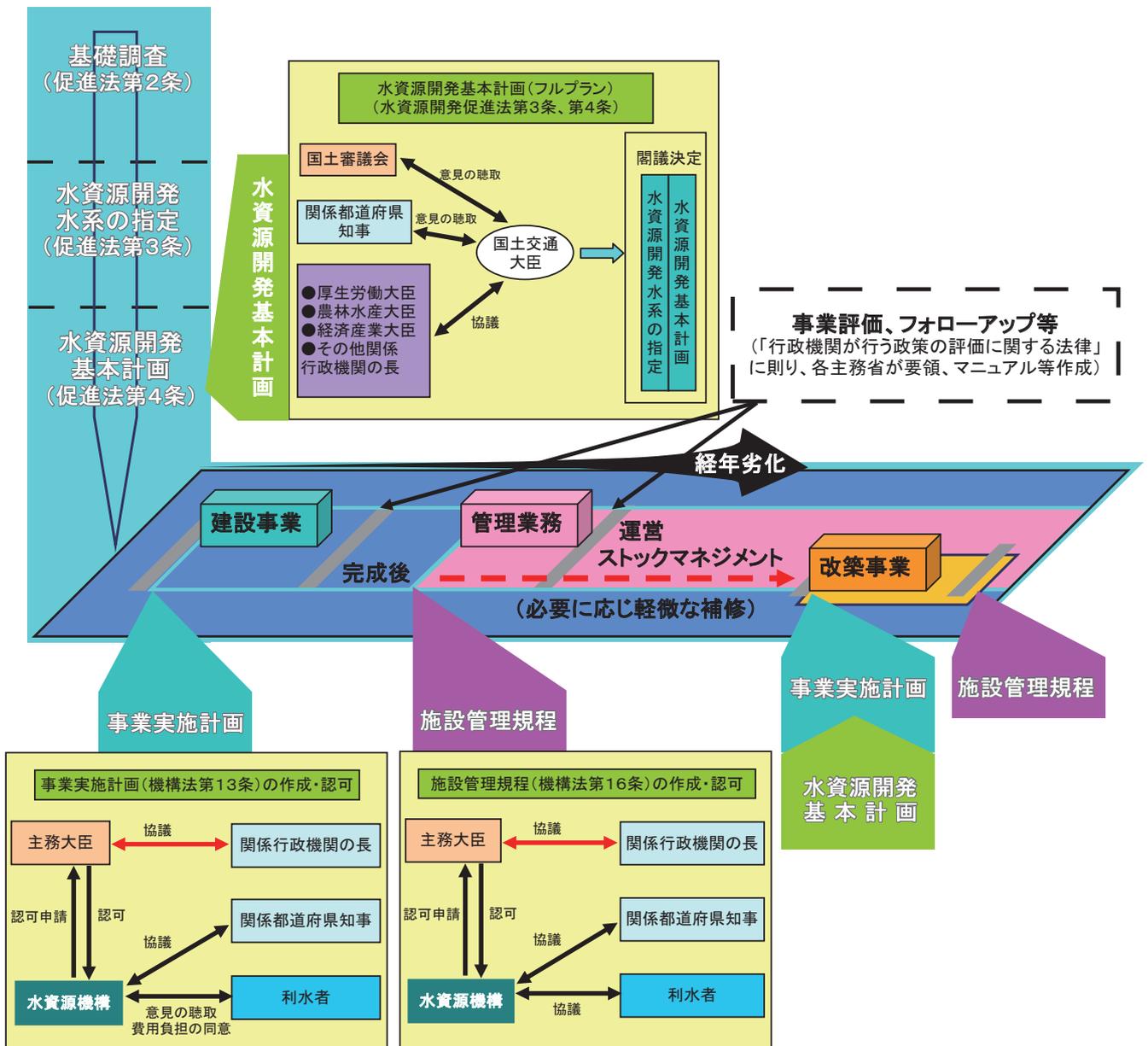


# 事業実施の手順

機構の事業は、計画の内容や費用の負担などについてそれぞれの段階の手続きを経て関係行政機関の長、関係都道府県知事、関係利水者等と、協議や意見聴取などを行い合意形成を図っています。



※図中の「促進法」とは「水資源開発促進法（昭和36年法律第217号）」を、「機構法」とは「独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）」を示しています。